

平成 26 年度決算

財務書類

貸借対照表

行政コスト計算書

純資産変動計算書

資金収支計算書

平成 28 年 3 月

津 南 町

はじめに

◆新地方公会計制度とは

地方公共団体は、現金の動きを中心とする「現金主義」を特徴とした会計制度を採用しています。現金の動きがわかりやすい反面、これまで整備してきた公共施設などの資産や借金（町債）の状況、行政サービスに伴う費用（コスト）や収益（手数料・利用料）が分かりにくいという欠点があります。

国は平成18年に「地方行革新指針」で地方公共団体に対し、「自治体の財政状況を長期的に把握するため企業会計的手法に基づく連結ベースの財務4表（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）を、平成21年秋を目途に公表すること」と示しました。

津南町では、平成20年度決算から総務省が示した財務諸表モデルの「総務省方式改訂モデル」を用いて財務4表を作成しています。

●作成基準

①基礎データ

総務省調査の「地方財政状況調査」（決算統計）及び「歳入歳出決算書」等

②作成基準日等

・貸借対照表・・・作成基準日 平成27年3月31日（平成26年度末）

・行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書

作成対象期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

なお、出納整理期間（平成27年4月1日から平成27年5月31日）における出納（入金・支払）については、作成基準日及び対象期間までに出納処理が終了したものとして取り扱っています。

普通会計財務4表

1. 貸借対照表とは

津南町が保有している土地や建物などの財産（資産）の合計と、その財産を築くための財源（自己資金や借入金、国・県支出金など）の合計を、年度末時点で左右に並べ比較した表です。

これにより現在までに整備された資産の財源構成のうち、将来返済しなければならない負債と、返済を要しない純資産を把握することができます。

表の構成は、左が資産（借方）、右が負債・純資産（貸方）となっており、左右の合計が一致してバランスがとれていることから「バランスシート」とも呼ばれています。

貸借対照表の構成

借方（資産）	貸方（財源）
[資産] これまでに取得した資産 (土地、建物、基金、現金等)	[負債] 将来の世代が負担するもの (地方債、退職手当引当金等)
	[純資産] これまでの世代が負担したもの (国県支出金、一般財源等)

用語の解説

●資産の部

一会計年度を越えて地方公共団体の経営資源として用いられると見込まれるもの。

○有形固定資産

これまでに取得した土地、整備した道路、橋りょう、学校などのことで、目的別に分類しております。総務省方式改訂モデルでは、予算科目により次の「科目対応表」のとおり分類しています。

科目対応表

有形固定資産	予算科目
① 生活インフラ・国土保全	土木費
② 教育	教育費
③ 福祉	民生費
④ 環境衛生	衛生費
⑤ 産業振興	労働費、農林水産業費、商工費
⑥ 消防	消防費
⑦ 総務	総務費、その他

○投資等

・投資及び出資金

財団法人、第三セクター等への出資・出えん金や有価証券などが含まれます。

・貸付金

金融機関への預託金などの貸付金元金部分です。

・基金等

流動性の高い「財政調整基金」「減債基金」以外の基金です。

「その他特定目的基金」・・特定の目的達成のために積み立てている基金で、地域経済活性化基金等があります。

「その他定額運用基金」・・育英基金などがあります。

- ・**長期延滞債権**

収入調定はしたものの、収入されなかつたもの（「収入未済額」といいます）のうち、前年度以前に調定したものとを計上しています。

○流動資産

- ・**財政調整基金**

財源の不均衡を調整したり、急激な税の落ち込みや災害などに備えるために積み立てた基金です。

- ・**減債基金**

地方債の償還の財源に充てるために積み立てた基金です。

- ・**歳計現金**

会計年度末日現在、前年度繰越分を差し引いた当年度末の収入総額から支出総額を差し引いた残りの現金のことをいいます。

- ・**未収金**

町税や分担金・負担金など今年度に収入調定したものの、収入されなかつたものを計上しています。

●負債の部

将来において支払いや返済義務を有するもので、固定負債と流動負債に区分されます。

○固定負債

作成基準日の翌日から1年を超える日以降に、支払期限が到来するもの。

- ・**地方債**

施設や道路などの社会資本の整備のために借り入れた資金です。この項目では基準日現在の借入総額から、翌年度償還予定額（元金のみ）を差し引いたものを計上しています。

- ・**長期未払金**

債務負担行為による債務が残っているが、既に物件の引き渡しを受けており、以後の債務の額が確定しているものをいいます。

- ・**退職手当引当金**

年度末に普通会計業務に従事している職員全員が、自己都合退職したことを想定し、それに要する費用の総額です。

○流動負債

作成基準日の翌日から1年以内の日に、支払期限が到来するもの。

- ・**翌年度償還予定地方債**

1年以内に償還期限が到来する地方債の元金償還額の合計をいいます。

- ・**未払金**

1年以内に支払期限が到来する費用のことをいいます。

・賞与引当金

翌年度の6月に支払う予定の賞与のうち、今年度負担相当額のことをいいます。(翌年度6月支給の賞与は、12月1日から5月31日までの労働の対価として支払われるため、貸借対照表の基準日である年度末現在では、年度末(3月31日)までの期間(4ヶ月分)は支払義務が生じた労働の対価として、引当金で計上します。)

※ 引当金とは…

企業会計は、発生主義が原則です。特に「退職手当」や「賞与」は金額が大きいため、支給日に一括計上するのではなく、基準日時点で支払いが見込まれる金額を負債である「引当金」として計上しています。将来負担する予定金額を表しています。

●純資産の部

資産形成財源のうち、負債以外のもので、「公共資産等整備国県補助金等」、「公共資産等整備一般財源等」、「その他一般財源等」及び「資産評価差額」に分けて表示しています。

○公共資産等整備国県補助金等

住民サービスを提供するための財産(資産)を取得する際に投入された財源のうち、国及び県から受けた補助金等を計上しています。減価償却分は毎年控除されています。

○公共資産等整備一般財源等

住民サービスを提供するための財産(資産)を取得する際に投入された財源のうち、国及び県から受けた補助金と普通建設事業にかかる地方債借入分を除いた額が計上されます。すなわち、財産を取得する際に投じられた一般財源が計上されていることになります。減価償却分は毎年控除されています。

○その他一般財源等

純資産のうち、「公共資産等整備国県補助金等」、「公共資産等整備一般財源等」及び「資産評価差額」を差し引いたものを計上しています。

※ 「その他一般財源等」がマイナスとなっている理由

純資産の部は財源の構成を表しています。自由に使える財源であるはずの「その他一般財源等」がマイナスであることは、将来の支払いのために将来の財源の使いみちが既に決められていることを表しています。多くの地方公共団体で「その他一般財源等」はマイナスとなっています。

2. 行政コスト計算書とは

施設整備以外の行政サービスにどれだけの費用（コスト）がかかったかを計算したものを行政コスト計算書（企業では「損益計算書」）といいます。

行政コスト計算書はコスト（費用－収益）を計算します。性質別・目的別の二つの視点から表わされています。

「人的支出」、「物的支出」、「対外的支出」、「その他の支出」という性質別経費に分け、そこからさらに目的別経費に分類されています。

官庁会計の場合、歳入歳出決算書では、資産形成に関わる支出も単年度の行政サービスに関わる支出も、すべてその年度の歳入歳出として計算していますが、新地方公会計制度では、普通建設事業費や地方債償還などの支出は資産の増加や減少であり、費用の発生ではないので、行政コスト計算書には計上されません。

一方、歳入歳出計算書では計上されない減価償却費や退職手当引当金繰入額等は、新地方公会計制度では費用の発生とみなして、行政コスト計算書に反映されます。

用語の解説

項目	内容
経常行政コスト	人件費 給与費等から退職手当や前年度賞与引当金計上額を除いた金額
	退職手当引当金繰入等 退職手当及び当該年度に引当金として新たに繰り入れた額
	賞与引当金繰入額 当該年度の貸借対照表に計上した賞与引当金の額
	物件費 旅費、燃料費、光熱水費、委託料などの経費
	維持補修費 施設などの維持修繕に要した経費
	減価償却費 有形固定資産を所定の耐用年数により減少させた価値相当額を費用化したもの
	社会保障給付 児童手当等の給付や生活保護に要した経費
	補助金等 一部事務組合や各種団体に対する補助金など
	他会計等への支出額 特別会計など他会計に対する繰出金など
	他団体への公共資産整備補助金等 他団体等への補助金等などのうち投資的経費に係るもの（町の所有とならない資産の形成に係るもの）
	支払利息 地方債及び一時借入金の利子支払額
	回収不能見込計上額 町税や使用料などのうち回収不能見込額として新たに貸借対照表に計上した金額及び当該年度の不能欠損額
	その他行政コスト 上記以外の経常的な行政コストや長期未払金、未払金として新たに貸借対照表に計上した金額
経常収益	使用料・手数料、分担金・負担金・寄附金 直接の受益者負担分である「使用料・手数料」、「分担金・負担金・寄附金」

3. 純資産変動計算書とは

貸借対照表の「純資産」について、会計年度中にどのような増減があったかを表す計算書です。どのような要因や財源で増減したのかを明らかにしています。

新地方公会計制度によって新たに作成する財務書類です。

用語の解説

項目	内容														
期首純資産残高	前年度貸借対照表の純資産と一致														
純経常行政コスト	行政コスト計算書の純経常行政コスト														
一般財源	<table border="1"> <tr> <td>地方税</td><td>町税の当該年度収入額及び未収金、長期延滞債権で当該年度と前年度の差額を計上</td></tr> <tr> <td>地方交付税</td><td>普通交付税及び特別交付税</td></tr> <tr> <td>その他行政コスト充当財源</td><td>地方譲与税、利子割交付金など各種交付金、財産収入、繰入金、諸収入の決算額等</td></tr> </table>	地方税	町税の当該年度収入額及び未収金、長期延滞債権で当該年度と前年度の差額を計上	地方交付税	普通交付税及び特別交付税	その他行政コスト充当財源	地方譲与税、利子割交付金など各種交付金、財産収入、繰入金、諸収入の決算額等								
地方税	町税の当該年度収入額及び未収金、長期延滞債権で当該年度と前年度の差額を計上														
地方交付税	普通交付税及び特別交付税														
その他行政コスト充当財源	地方譲与税、利子割交付金など各種交付金、財産収入、繰入金、諸収入の決算額等														
補助金等受入	国庫支出金及び県支出金														
臨時損益	<table border="1"> <tr> <td>災害復旧事業費</td><td>当該年度の決算額</td></tr> <tr> <td>公共資産除売却損益</td><td>除却した公共資産の帳簿価額、又は売却した公共資産の帳簿価額と売却価額の差額</td></tr> <tr> <td>投資損失</td><td>投資及び出資金の時価又は実質価額が取得原価に比べ、30%以上下落した場合の当該下落額</td></tr> <tr> <td>損失補償等引当金繰入等</td><td>損失補償等引当金に繰り入れた額</td></tr> </table>	災害復旧事業費	当該年度の決算額	公共資産除売却損益	除却した公共資産の帳簿価額、又は売却した公共資産の帳簿価額と売却価額の差額	投資損失	投資及び出資金の時価又は実質価額が取得原価に比べ、30%以上下落した場合の当該下落額	損失補償等引当金繰入等	損失補償等引当金に繰り入れた額						
災害復旧事業費	当該年度の決算額														
公共資産除売却損益	除却した公共資産の帳簿価額、又は売却した公共資産の帳簿価額と売却価額の差額														
投資損失	投資及び出資金の時価又は実質価額が取得原価に比べ、30%以上下落した場合の当該下落額														
損失補償等引当金繰入等	損失補償等引当金に繰り入れた額														
科目振替	<table border="1"> <tr> <td>公共資産整備への財源投入</td><td>公共資産を整備するために充てた財源（国・県支出金及び地方債を除く）の変動</td></tr> <tr> <td>公共資産処分による財源増</td><td>公共資産等を売却などしたため、公共資産に投下されていた資金の変動</td></tr> <tr> <td>貸付金・出資金等への財源投入</td><td>投資及び出資金の取得、貸付金の貸付、基金の積立等に充てた財源の変動</td></tr> <tr> <td>貸付金・出資金等の回収等による財源増</td><td>投資及び出資金の処分、貸付金の回収、基金の取崩等による財源の変動</td></tr> <tr> <td>減価償却による財源増</td><td>減価償却により、公共資産等整備の財源からその他一般財源に振り替えた額</td></tr> <tr> <td>地方債償還等に伴う財源振替</td><td>地方債元金償還額に充てた一般財源を、その他一般財源から公共資産等一般財源等へ振り替えた額</td></tr> <tr> <td>資産評価替えによる変動額</td><td>売却可能資産計上額から有形固定資産計上額を控除した額等</td></tr> </table>	公共資産整備への財源投入	公共資産を整備するために充てた財源（国・県支出金及び地方債を除く）の変動	公共資産処分による財源増	公共資産等を売却などしたため、公共資産に投下されていた資金の変動	貸付金・出資金等への財源投入	投資及び出資金の取得、貸付金の貸付、基金の積立等に充てた財源の変動	貸付金・出資金等の回収等による財源増	投資及び出資金の処分、貸付金の回収、基金の取崩等による財源の変動	減価償却による財源増	減価償却により、公共資産等整備の財源からその他一般財源に振り替えた額	地方債償還等に伴う財源振替	地方債元金償還額に充てた一般財源を、その他一般財源から公共資産等一般財源等へ振り替えた額	資産評価替えによる変動額	売却可能資産計上額から有形固定資産計上額を控除した額等
公共資産整備への財源投入	公共資産を整備するために充てた財源（国・県支出金及び地方債を除く）の変動														
公共資産処分による財源増	公共資産等を売却などしたため、公共資産に投下されていた資金の変動														
貸付金・出資金等への財源投入	投資及び出資金の取得、貸付金の貸付、基金の積立等に充てた財源の変動														
貸付金・出資金等の回収等による財源増	投資及び出資金の処分、貸付金の回収、基金の取崩等による財源の変動														
減価償却による財源増	減価償却により、公共資産等整備の財源からその他一般財源に振り替えた額														
地方債償還等に伴う財源振替	地方債元金償還額に充てた一般財源を、その他一般財源から公共資産等一般財源等へ振り替えた額														
資産評価替えによる変動額	売却可能資産計上額から有形固定資産計上額を控除した額等														
期末純資産残高	当該年度貸借対照表の純資産と一致														

4. 資金収支計算書とは

一会計年度における資金の増加又は減少の状況を、「経常」、「公共資産整備」、「投資・財務」の各活動別に表示したものです。貸借対照表、行政コスト計算書については発生主義に基づく財務諸表ですが、資金収支計算書は現金主義に基づく財務諸表です。

●経常的収支の部

地方公共団体における経常的に行われる行政活動に係る資金収支を項目別に計上したもので、収入には地方税、地方交付税など各種交付金や使用料・手数料が、支出では人件費や物件費、各団体へ交付する補助金などがあげられます。

●公共資産整備収支の部

公共資産整備に伴う支出とその整備の財源としての国・県支出金、地方債など、公共資産整備等に伴う活動から発生する資金収支です。

通常、公共資産整備活動による資金収支は、マイナスになります。

●投資・財務的収支の部

投資及び出資金、貸付金、基金の積立金などの支出及びその財源、地方債の償還など投資・財務活動による資金収支です。この項目は経常的活動及び公共資産整備活動の結果から生じた差額をどのように補ったかを表しています。

※ 欄外に資金収支計算書に含まれていない一時借入金と基礎的財政収支（プライマリーバランス）に関する情報を表示しています。

○一時借入金

地方自治体の支払い資金の不足を臨時に補うため、その年度内で償還する条件で借り入れる資金です。

○プライマリーバランス

財政の健全性を示す指標の一つで、地方債の発行額や財政調整基金の取崩額などを除いた歳入総額から、地方債の償還額や財政調整基金積立額などを除いた歳出総額との差をいいます。

プライマリーバランスがゼロ又は黒字なら、借金に頼らずに政策的経費（借金返済以外の公共資産の整備や、人件費・物件費・社会保障給付などの行政サービスに係る費用）の財源を確保できていると言えます。

※ 当町の平成26年度普通会計財務4表は別のPDFファイルをご覧ください。

財務 4 表からの財務分析

1. 流動比率

短期的な資金繰りの状況を表す比率で、1年以内で支払わなければならない負債（流動負債）と現金などの手元の資金（流動資産）がどれだけあるかを表します。資金の安定性を見ることができます。この値が100%未満になると、短期的な支払いのために純資産や長期負債が充てられていることになります。

$$\text{流動比率} (\%) = \text{流動資産} [\text{A}] / \text{流動負債} [\text{B}] \times 100$$

(金額単位：千円)

区分	平成 25 年度	平成 26 年度
流動資産 【A】	1,927,241	1,731,532
流動負債 【B】	485,654	503,326
流動比率 【A】 / 【B】	396.8%	344.0%

2. 固定比率

町が持つ公共資産の整備に純資産をどれだけ充てることができたかを表しています。

この比率が低いということは、純資産で多くの公共資産を整備できていることになるため、将来の世代の負担（借金）が少ないということを表しています。

$$\text{固定比率} (\%) = \text{有形固定資産} [\text{A}] / \text{純資産} [\text{B}] \times 100$$

(金額単位：千円)

区分	平成 25 年度	平成 26 年度
有形固定資産 【A】	19,321,774	19,248,777
純資産 【B】	16,587,023	16,168,524
固定比率 【A】 / 【B】	116.5%	119.1%

3. 社会資本形成の世代間負担比率

津南町の公共資産が「誰の負担」によって整備されているかを表しているのが社会資本形成の世代間負担比率です。町債（借金）と純資産に注目すると、貸借対照表では、将来の町民が税金等で負担しなければならない部分が負債（町債）であり、これまでの世代が既に負担した部分は純資産として表示されています。

貸借対照表の右側は、どの世代が負担するのか（したのか）という割合が示され、財政負担の世代間公平を見る尺度となります。

$$\cdot \text{今までの世代の負担率} (\%) = \text{純資産} [\text{B}] / \text{公共資産} [\text{A}] \times 100$$

$$\cdot \text{将来世代の負担率} (\%) = \text{町債残高} [\text{C}] / \text{公共資産} [\text{A}] \times 100$$

(金額単位：千円)

区分		平成 25 年度	平成 26 年度
公共資産	【A】	19,321,774	19,248,777
純資産	【B】	16,587,023	16,168,524
町債残高	【C】	5,340,636	5,583,924
今までの世代の負担率	【B】／【A】	85.8%	84.0%
これから世代の負担率	【C】／【A】	27.6%	29.0%

4. 純資産構成比率

津南町が持つすべての資産と純資産の割合を表すものです。町債などの負債は将来支払い（負担）が生じますが、純資産はすでに町税や補助金など将来の負担の必要のない資金によるものですので、純資産の割合が高いほど町の財政は安定的であると言えます。

$$\cdot \text{純資産構成比率} (\%) = \text{純資産} \text{【B】} / \text{資産合計} \text{【A】} \times 100$$

(金額単位：千円)

		平成 25 年度	平成 26 年度
資産合計	【A】	23,646,799	23,411,825
純資産	【B】	16,587,023	16,168,524
純資産構成比率	【B】／【A】	70.1%	69.1%

5. 歳入総額資産比率

この比率は、貸借対照表の資産合計が歳入合計（決算額）の何年分に該当するかを表したもので、この比率が高いほど社会資本の整備ができていると考えられますが、維持管理費が多く発生し、財政的負担を強いることになります。

また、決算額対純資産比率は、これまでの世代による社会資本形成（純資産）が何年分の収入に該当するかを表したもので、

$$\cdot \text{歳入総額対資産比率 (年)} = \text{資産合計} \text{【B】} \div \text{歳入総額} \text{【A】} \times 100$$

$$\cdot \text{歳入総額対純資産比率 (年)} = \text{純資産} \text{【C】} \div \text{歳入総額} \text{【A】} \times 100$$

※ 歳入総額 【A】 = 資金収支計算書の収入合計 + 期首歳計現金残高

(金額単位：千円)

区分		平成 25 年度	平成 26 年度
歳入総額	【A】	7,155,093	7,149,138
資産合計	【B】	23,646,799	23,411,825
純資産	【C】	16,587,023	16,168,524
歳入総額対資産比率	【B】／【A】	3.3 年	3.3 年
歳入総額対純資産比率	【C】／【A】	2.3 年	2.3 年

6. 受益者負担割合

行政コスト計算書の経常収益には、目的別に使用料・手数料、分担金・負担金・寄附金が該当します。これは目的別の行政コストに対する「受益者負担額」を表しています。

また、経常行政コストから受益者負担分（経常収益）を差し引いた純経常行政コストは、主に町税や地方交付税、国・県からの補助金などを充てています。

$$\cdot \text{受益者負担割合 } (\%) = \text{経常収益} : \text{経常行政コスト}$$

目的別	平成25年度	平成26年度
福祉	4.0%	4.0%
総務	1.7%	1.6%
教育	0.9%	1.2%
環境衛生	0.3%	0.3%
生活インフラ・国土保全	1.0%	1.2%
産業振興	0.7%	0.4%
消防	0.0%	0.0%
議会	0.0%	0.0%

7. 行政コスト対公共資産比率

公共資産を活用するために、どれだけコストをかけているかを表す指標です。この比率が高いほど「人的サービス（ソフト）」の要素が高く、低いほど「資産によるサービス（ハード）」の要素が高いといえます。

「消防」、「環境衛生」はソフトによるサービスの要素が強いことが分かります。「福祉」は保育園などの人的サービス、給付サービスなどが強い分野です。

一方、公共資産の割合が高い「生活インフラ・国土保全」、「教育」は資産によるサービスの要素が強いことが分かります。

$$\cdot \text{行政コスト対公共資産比率 } (\%) = \text{経常行政コスト} : \text{公共資産}$$

目的別	平成25年度	平成26年度
消防	460.4%	501.2%
環境衛生	562.8%	552.2%
福祉	310.9%	321.1%
総務	36.7%	39.5%
産業振興	41.5%	44.8%
教育	10.8%	12.8%
生活インフラ・国土保全	9.5%	9.7%

連結財務書類

◆連結財務書類とは

連結財務書類とは、普通会計のほか、自治体を構成しているその他の特別会計や、自治体と連携協力して行政サービスを実施している関係団体や法人を一つの行政サービス実施主体みなして作成する財務書類です。

◆連結の範囲

1. 地方公共団体

自治体に属する、普通会計及びすべての公営事業会計が対象となります。

2. 一部事務組合・広域連合

自治体が加入するすべての一部事務組合・広域連合を連結対象とします。連結の方法は、原則として規約に基づく当該年度の経費負担割合で連結します。

3. 第三セクター等

自治体の出資（出えんを含む）比率が 50%以上の法人は、すべて連結対象とします。

自治体の出資比率が 25%以上 50%未満の法人については、役員の派遣、財政支援等の実態から、法人経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる場合には連結対象とします。

※ 当町の具体的な連結対象範囲は、次のとおりです。

連結の範囲

地方公共団体（津南町）

普通会計

- ・一般会計

公営事業会計

公営企業会計

- ・病院事業会計
- ・簡易水道特別会計
- ・下水道事業特別会計
- ・農業集落排水事業特別会計

一部事務組合・広域連合

- ・新潟県市町村総合事務組合
- ・新潟県後期高齢者医療広域連合
- ・魚沼地区障害福祉組合
- ・十日町地域広域事務組合
- ・津南地域衛生施設組合

第三セクター

その他

- ・国民健康保険特別会計
- ・後期高齢者医療特別会計
- ・介護保険特別会計

- ・財団法人 津南町野菜価格安定協会
- ・財団法人 津南町農業公社
- ・株式会社 竜ヶ窪温泉